

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	三重県庁舎等整備基金条例	公 布 日	昭和59年3月29日	
条 例 番 号	昭和59年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	平成13年3月27日	
所管部局課	総務部管財課	電 話 番 号	059-224-2135	
条例の概要	庁舎等の整備に要する経費の財源に充てるため、三重県庁舎等整備基金を設置する。本条例は当該基金を設置するにあたり必要な事項を定めたものである。	条例の 類型	財産管理 型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい		
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	いいえ	庁舎等の整備は必要なものであるが、大規模整備が減少し基金設置の必要性は薄れていると考えられる。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。 ）。	はい	地方自治法第241条第1項により、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第241条第1項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。 ）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	いいえ		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ	今後は基金の必要性について検討する必要あり。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
	廃止を検討する。	現在、基金設置の必要性は薄れているといえ、今後は基金の廃止について検討していく。		無